

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	熱回収施設に係る認定の取消し	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第5項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p style="text-align: center;">（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例）</p> <p>第15条の3の3（一部抜粋要旨） 第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、認定を受けることができる。</p> <p>(1) 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。</p> <p>(2) 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 認定熱回収施設設置者が第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴 聞</div> ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。」に該当する場合は、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	